

犯罪経歴証明書申請手続きについて

犯罪経歴証明書とは、日本又は外国に居住している方が、「永住」「就労」等で渡航する場合渡航先の国から要求される公的な証明書です。日本の外務省が各国との調整窓口になっていますがその外務省から警察庁に対する協力要請に応じ、各都道府県警察が行っています。

1 申請時間

月曜日～金曜日（祝日、年末年始（12月29日～1月3日）を除く）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

2 申請場所

大分県大分市高江西2丁目2番

大分県警察本部刑事部鑑識課

* 県内の警察署では、この申請は出来ません。

3 申請者

犯罪経歴証明書を必要としている方本人に限ります。



4 申請に必要な書類

(1) 日本に居住等している（日本国内に住民登録がある）方

日本人	① 犯罪経歴証明書提出先の国の公的機関等が作成した犯罪経歴証明書の提出を要求していることがわかる文書等 ② 旅券（有効なパスポート） ③ 住民票の写し（作成後6ヶ月以内）又は現在の氏名、住所等が記載され、官公庁等が発行した「運転免許証」等
外国人	① 犯罪経歴証明書提出先の国の公的機関等が作成した犯罪経歴証明書の提出を要求していることがわかる文書等 ② 旅券（有効なパスポート） ③ 住民票の写し（作成後6ヶ月以内）又は現在の氏名、住所等が記載され、官公庁等が発行した「在留カード」等

(2) 外国に居住等している（日本国内に住民登録がない）方

日本人	① 犯罪経歴証明書提出先の国の公的機関等が作成した犯罪経歴証明書の提出を要求していることがわかる文書等 ② 旅券（有効なパスポート） ③ 住民票の除票又は戸籍の附票等（作成後6ヶ月以内） ④ 外国での現住所を確認出来る書類（運転免許証・郵便物等）
外国人	① 犯罪経歴証明書提出先の国の公的機関等が作成した犯罪経歴証明書の提出を要求していることがわかる文書等 ② 旅券（有効なパスポート） ③ 外国での現住所を確認出来る書類（運転免許証・郵便物等） ④ 日本に住んでいたことが確認出来る書類等

* 犯罪経歴証明書の提出を要求していることがわかる文書等、申請手続き要領等は事前

にお問い合わせください。

(3) 住民登録が大分県以外にある方

大分県警察本部刑事部鑑識課における犯罪経歴証明書の申請受理は、原則大分県内に住民登録のある方が対象ですが、特別な理由がある場合、当課で申請することが可能ですので、必要書類等を必ず、事前にお問い合わせください。

5 申請に係る手数料

4 0 0 円

6 証明書の受領

- | | | |
|--------------------|-------|------------------------------------|
| (1) 申請から証明書受領までの期間 | — — — | 約1週間 |
| (2) 受領者 | — — — | 本人又は申請者が指定する代理人 |
| (3) 受領方法 | — — — | 大分警察本部鑑識課での直接交付
(郵送での交付は出来ません。) |

7 特異な申請方法

- (1) 滞在している国の日本大使館等での「犯罪経歴証明書」の申請
(2) 特別発給（日本国外務省への申請）

* 国により、発給事由が決められていますので、その事由以外の申請は外務省への申請になります。

8 注意事項等

「犯罪経歴証明書」は、

- 要求国の公的機関等に提出までは「開封無効」です。
- 要求国・目的により有効期間が異なります。
- 5カ国語（日本語・英語・ドイツ語・スペイン語・フランス語）表記

この証明書の申請手続き等については、下記問い合わせ先まで必要書類等の事前確認をお願いします。

9 問い合わせ先

大分県警察本部

刑事部鑑識課指紋係（犯罪経歴証明書担当）

0 9 7 - 5 6 7 - 2 1 3 1

上記電話の対応者に、「犯罪経歴証明書」の担当係と教えてください。